

# 昼休みに弁当を買いに行く際の負傷

問 先日、当社の従業員

Eが昼休み時間中に弁当を買いに会社の外に出かけたところ、会社の前

堂がないため、従業員の大半が会社の外で食事をしたり、弁当を買ってきて会社内で食べています。

答 休憩時間について、

労働基準法第三四条第三項では、「使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならぬ」としています。したがって、休憩時間中、労

働者は自由に行動することができ許されているわけですから、その間の個々の行為自体は労働者の私的行為といえます。そのため、休憩時間中の災害については、それが事業場施設またはその管理の状況に起因することが証明されない限り、一般には私的行为に起因するものと考えられ、業務起因性が認められないことがあります。

道路でバイクと接触して負傷しました。そこでお尋ねしたいのですが、Eの負傷は休憩時間中で会社の外での負傷ですが、業務上災害として認められるでしょうか。なお、当社は社員用食

## 質問に答えます

由利用が認められているしかし、休憩時間の自

からといっても、休憩時間が終われば再び事業主の指揮命令の下で労働する義務があるわけですから、事業主の管理下において行動している限りではなお事業主の支配下にあるといえます。また、休憩時間中の個々の行為には、それ自体としては私的行为であっても、もし就業中であったならば業務行為に含まれたであらうとみられるものがあります。すなわち、用便等の生理的必要行為、業務と関連がある各種の必要行為、合理的な行為があればあります。このよろうとみられるものは、一見それ自体としては私的行为とみられるものであっても、なお事業主の支配下にある限り、事業主の支配下にあることに伴う行為として業務に付随する行為とみるのが相当であり、単に休憩時間中という時

に、事業主の支配下にいる間に行動する行為は「業務行為」であるといえます。したがって、Eさんは休憩時間中に会社の外へ弁当を買

間的区分のみをもつて、就業中の業務不隨行行為と認定上区分することは合意的ではありません。したがって、かかる行為に際して発生した災害については、就業中の災害の場合に準じ、業務起因性について反証がなく、かつ、業務起因性を認める

ことが経験法則に反しない場合には、特に施設の欠陥等に起因することの積極的証明を待つまでもなく業務上と解するのが相当です。

これらを踏まえ、ご質問のケースをみてみますと、Eさんは休憩時間中に会社の外へ弁当を買

に行き、その途中で事故に遭ったということですから、この行為 자체は全くの私的行為であるといえます。また、休憩時間中に事業場施設を離れて外出中に負傷されたということとから、事業場の設備の不備または欠陥が原因となつたとも考えられませんので、その間の災害について業務起因性が認められるることは難しいといえます。

以上のことから、ご質問のEさんの災害は業務上災害とは認められないでしょう。

ご相談をお寄せください

企業の労働110番！  
☎ 052-961-7110

FAX 052-961-9635  
メールアドレス roudou110@meihokurouki.or.jp

※当協会会員企業のみなさまは解決まで何度も、未入会の企業の方は初回のご来局に限り、無料でご相談が可能です。

一般社団法人 名北労働基準協会 労働相談室

